

第3期教育振興基本計画策定の方向性について

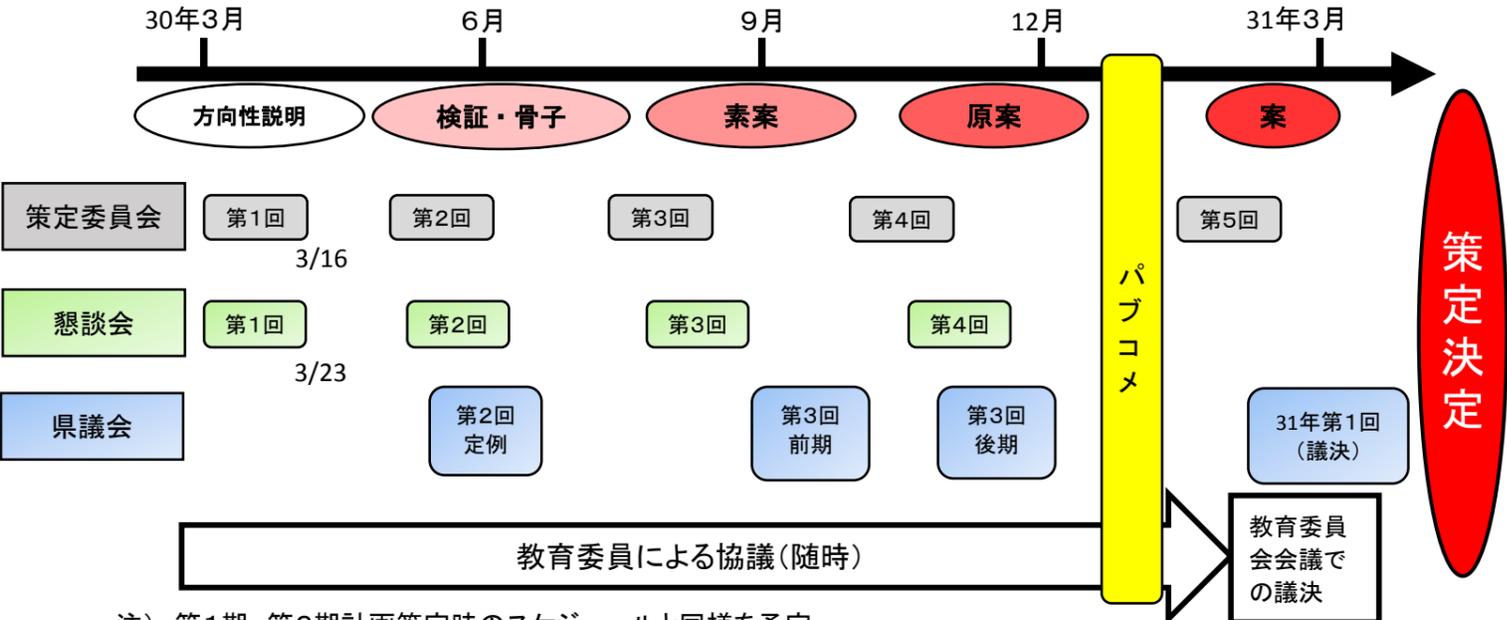
1 策定理由

教育基本法 第17条2項 地方公共団体は、前項の計画（政府の基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

これまでの本県の状況	教育分野の最上位計画として策定	国の状況
	〔目標・指標数〕	〔目標・指標数〕
①「群馬県教育振興基本計画」(平成21～25年度)	153	①「教育振興基本計画」平成20～24年度
②「第2期群馬県教育振興基本計画」(平成26～30年度)	171	②「教育振興基本計画(第2期)」平成25～29年度
いずれも、庁内関係課長による策定委員会、外部有識者の懇談会、教育委員による協議、県議会の議決を経て知事が策定		75

【本県における第3期計画の策定】	国の第3期計画の策定状況
○平成30年度中に第3期計画を策定する必要がある	・平成29年度中の策定に向けて中教審による審議を実施
○平成29年度から着手する ・策定委員会、有識者懇談会の設置 ・計画期間、目標・指標の定め方等の整理	〔目標・指標数〕 ・平成29年度末に答申、閣議決定(予定)
	56

2 スケジュール



注) 第1期、第2期計画策定時のスケジュールと同様を予定

3 計画の構成(案)

- 1 基本事項(策定趣旨、位置付け、期間)
- 2 本県教育の現状(10年間(第1期～2期)の総括、社会状況の変化、課題)
- 3 本県教育の目指す姿(計画の目標)
- 4 各論
(参考)現行計画の7つの基本施策
1 時代を切り拓く力の育成
2 確かな学力の育成
3 豊かな人間性の育成
4 健やかな体の育成
5 信頼される学校づくり
6 安全・安心な学びの場づくりと防災・危機対応能力の育成
7 地域の教育力の向上と生涯学習社会の構築

